

82 期ナカノブー建設 年間重点事項

1. 2023 年度 全社安全衛生目標

※目標値 ・度数率 0.40 以下 ・強度率 0.02 以下

2. 重点方針

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
- (2) 公衆災害防止の確実な事前計画と対策の徹底
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、適切な指揮系統による再下請負工事
- (4) 安全教育、教育支援の更なる充実
- (5) 健康に配慮した職場環境形成の促進

3. 重点施策

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
 - ① 『開口部ゼロ』対策の実践と指差呼称、音声標識等の活用による注意喚起の継続（落下防止設備の先行設置と維持管理の強化）
 - ② 玉掛け作業時の始業前点検・正しい玉掛け及び吊荷直下の立入禁止の徹底
 - ③ 重機区画と誘導者配置の徹底、作業計画に基づく安全対策の確実な実施
- (2) 公衆災害防止の確実な事前計画と対策の徹底
 - ① 激甚化する気象災害も考慮した公衆災害防止対策の事前計画と確実な実施
 - ② 公衆災害防止設備（仮囲い・ゲート周辺・アサガオ等）の確実な設置
 - ③ 第三者安全誘導の徹底
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、適切な指揮系統による再下請負工事
 - ① 安全基本 3 行動『ひと声かけ、現地 KY、ワンポイント指差し呼称』実践の徹底
 - ② 適切な指揮系統（安全衛生責任者・作業主任者等）による安全管理の徹底
 - ③ 新規入場 7 日以内、未熟練労働者、外国人労働者への作業中の指導及び作業確認の強化
- (4) 安全教育、教育支援の更なる充実
 - ① 1 次協力会社から 2 次・3 次会社（一人親方含む）及外国人労働者への安全衛生教育の支援充実
 - ② 若手技術社員への安全衛生教育強化のため、本部及び拠店による安全衛生教育の強化
- (5) 健康に配慮した職場環境形成の促進
 - ① 4 週 8 閉所実現による心身の健康確保
 - ② 無記名ストレスチェックに基づく、より快適な職場環境への改善実施
 - ③ 健康 KY による健康状態の把握と熱中症対策の実施（空調服着用・体調不良時の報告徹底）

2024(令和 6)年 1 月重点目標

【作業手順書の周知、取扱い・運搬災害の防止 年末・年始労働災害防止強調期間】

※ ナカノフード特別安全月間（1月8日は特別安全日）

- ① 作業開始前には、事前に実施した作業手順の打合せ内容と、リスクアセスメントの内容を関係する作業員全員に周知し、リスク低減措置を確実に実施する。
※ 作業手順周知会を必ず実施し、作業のやり方を理解してから作業にかかる。
- ② 工事部長・工事長は、作業所長が作業手順周知会を実施しているか確認するとともに、実施内容についても指導を行う。
- ② 作業手順周知会実施記録を残す。
- ④ 重量物等の運搬については、法令の規定に従って計画する。
(※ 安全法令 ダイジェスト P246 参照)
・重量物・長尺物の人力運搬は、荷を落とすことによる災害を防止する為、作業員の体力に応じた作業計画により実施させる。
また、できるだけ台車を使用して2人以上の作業員で運搬を行うことを計画する。
「人力のみにより取り扱う重量は、当該労働者の体重のおおむね40%以下となるよう努めること」職場における腰痛予防対策の推進について…H6.9.6 基発 547
- ⑤ 作業員は、作業量、材料等の重量・作業方法等を考慮し、適性配置とさせる。
- ⑥ 運搬・組立等の作業は、作業指揮者のもとに行い、無理な作業を避ける。
- ⑦ 通路・作業場所には、障害物の撤去・照明・段差等に配慮し安全な通路を確保する。
- ⑧ ナカノフード特別安全月間
年末年始休暇明けの作業開始前に、労働災害撲滅について決意を新たにする。
・拠点長、工事部長、工事長、安全(品質)環境室長、作業所長、職長会等による安全衛生パトロールの実施
・安全衛生協議会、安全衛生大会の開催により労働災害について意見交換を行う
(被災者の冥福と再発防止の決意をして黙祷)
・作業手順書の内容について再度確認し、手順の不備、見落としがないか確認する

- ・工事部長、工事長、安全（品質）環境室長は、作業手順周知会が実施されているか確認する
- ・作業手順・リスクアセスメントの実施とリスク低減措置の確実な実施
（作業中の作業所長、職長の巡視により指導を行う）
- ・作業所内安全設備、福利設備等の点検是正による作業環境の改善をはかる
- ・工程輻輳による災害防止のため連絡調整を徹底する
- ・災害事例等による安全衛生教育の実施等

- ⑨ 火気を使用する場合は、作業所長宛に許可願いを文書で提出する。
また、可燃物、引火物等に注意し、作業終了後の確認を行う。
- ⑩ 指定場所以外の喫煙は禁止とし、喫煙後の火気の後始末は責任を持って行う。
- ⑪ 消火器は、防火対象物から歩行距離 20 m以内に設置し、耐用年数(8年)の確認を定期的に行う。